

徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等（以下「法人」という。）がその社会的な役割にかんがみ利用者負担を軽減することにより、生計が困難である者及び生活保護受給者の福祉の増進と、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は徳島市とする。

(軽減の対象者)

第3条 本事業の対象者は、市民税非課税世帯であって、以下の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難なものとして市長が認められた者及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 市町村民税が課されている者の市町村民税の扶養控除の対象になっていないこと。
- (5) 健康保険の被扶養者になっていないこと。
- (6) 介護保険料を滞納していないこと。

(利用申請等)

第4条 本事業による利用者負担の軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請書の提出があった場合は、申請に基づき、市町村民税の課税状況、所得状況等を審査の上、利用者負担の軽減対象の決定を行い、その結果を徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業利用決定通知書（様式第2号（生活保護受給者に対しては様式第7号））または徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業利用不承諾通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 前項による市町村民税の課税状況、収入状況の確認については次のとおりとする。

- (1) 市町村民税の課税状況については、現年度（軽減を受けようとする日の属する月が4月から7月までの間は前年度）の市町村民税の課税状況を確認する。
- (2) 収入状況については、前年中（軽減を受けようとする日の属する月が1月から7月までの間は前々年中）の収入額を確認する。
- (3) 市長は、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に基づき、市町村民税の課税状況、収入状況の確認を行うために、必要な限度で自らが保有する特定個人情報を利用することができるものとする。

4 市長は、第2項により利用者負担の軽減対象として決定した場合は、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（様式第4号。（生活保護受給者に対しては様式第8号）以下「確認証」という。）を、申請者に交付するものとする。

5 市長は、本事業の実施状況を記録する台帳その他必要な帳簿等を整備するものとする。
（軽減の実施）

第5条 軽減については次の条件に基づき行う。

(1) 利用者負担の軽減を行おうとする法人は、市長に対しその旨の申出を行うものとする。

(2) 前号の申し出を行った法人等は、前条第2項により利用者負担の軽減対象として決定した者（以下「利用者」という。）について、確認証の内容に基づき利用者負担の軽減を行う。

なお、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としませんが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

(3) 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）に係る利用者負担額とする。

(4) 軽減の程度は、利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）とする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とするが、令和2年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であっても、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

(5) 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第9条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は第3条、第4条及び本条第1項から第4項のとおりとする。

（軽減における留意事項）

第6条 利用者が、別に定めるホームヘルプサービスに係る利用者負担軽減措置による軽減の対象者である場合は、ホームヘルプサービスに係る利用者負担軽減措置による軽減を本事業の軽減に優先して適用するものとする。

2 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。

3 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

4 対象者の市町村民税の課税状況、所得状況の確認については、毎年8月に行うものとする。
(不服申立て)

第7条 第4条第2項の通知を受けた者がその内容に不服である場合は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができる。

(守秘義務等)

第8条 本事業に関わる法人の職員等は、事業の実施にあたり知り得た情報を、他に漏らしてはならない。

(助成措置の対象)

第9条 助成措置の対象は、法人が利用者負担を軽減した総額のうち、当該法人等の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となるものに限る)に対する一定割合を越えた部分とし、当該法人の収入状況等を踏まえその2分の1以下の範囲内で助成措置を行うことができるものとする。

なお、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する法人については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額助成措置の対象とするものとする。

(交付の申請及び決定)

第10条 助成金の交付を受けようとする法人は、徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業助成金交付申請書(様式第5号)に市長が定める書類を添えて、市長に対し、その定める期日までに助成金交付の申請(以下「交付申請」という。)をしなければならない。ただし、交付申請額は、助成対象額の千円未満を切り捨てた額とする。

2 市長は、法人より交付申請を受けたときは、実績に基づき、審査の上助成金交付の可否について決定するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき助成金交付の決定(以下「交付決定」という。)をしたときは、交付指令書(様式第6号)によりその旨を法人に通知し、助成金を交付するものとする。

(指導助言)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、法人に対して助成金交付の目的を達成するため、必要な指導・助言を行うものとし、当該指導・助言を受けた法人はこれを尊重しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、法人が次の各号の一に該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付申請、実績報告に虚偽があったとき。
- (2) 市長が付した条件に違反したとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、法人に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定に基づき市長より助成金の返還を命ぜられた法人は、速やかにこれに応じなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

2 この要綱施行の際現に前の要綱に基づき軽減の対象として決定されている者は、この要綱により軽減の対象として決定されているものとみなす。

3 この要綱の第4条第3項の規定にかかわらず、平成18年6月における市町村民税の課税状況、収入状況の確認については次のとおりとする。

(1) 市町村民税の課税状況については、平成16年度の市町村民税の課税状況を確認する。

(2) 収入状況については、平成15年中の収入額を確認する。

附則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の第4条第3項の規定にかかわらず、平成26年7月における市町村民税の課税状況、収入状況の確認については次のとおりとする。
 - (1) 市町村民税の課税状況については、平成26年度の市町村民税の課税状況を確認する。
 - (2) 収入状況については、平成25年中の収入額を確認する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年5月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年10月7日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。